

令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、児童等の孤立を防止し、見守り体制を強化するため、支援対象児童等への支援に係る事業を行う団体に対し、その事業の運営等に要する経費について、予算の範囲内において、東金市補助金等交付規則（平成24年東金市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「支援対象児童等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する支援対象児童等及びこれに準ずる者であって、市の区域内に住所を有するものをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、次条に規定する補助対象事業に相当する事業の実績が2年以上あり、かつ、市の区域内に本拠地のある団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体の代表者、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者（以下「代表者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該補助対象団体は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、市の区域内において支援対象児童等に対して実施した事業で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 居宅訪問、ICT機器等を活用した見守り及び相談への対応により支援対象児童等の状況を把握し、必要に応じて次に掲げる取組を行うこと。
 - ア 学習習慣の定着、基礎的な学力向上等のための学習支援
 - イ 基本的な生活習慣の習得支援及び生活指導
 - ウ 食事又は食材の提供
- (2) 支援対象児童等からの相談の内容に応じ、関係機関を紹介すること。
- (3) 衛生管理及び事故の防止の徹底を図ること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 政治的活動を目的として行われる事業
- (3) 宗教的活動を目的として行われる事業
- (4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる者からこの告示による補助金以外の補助その他の給付を受けている事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。
(補助額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に相当する額とし、300万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請は、市長が定める期日までに、令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象団体の規約又は会則及び代表者等の名簿
- (4) 補助対象団体の概要又は事業の内容がわかる書類
- (5) 代表者等が第3条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第8条 規則第6条第1項及び第2項の規定による通知は、令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付可否決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(変更等承認の申請等)

第9条 規則第8条第1項の規定により承認を受けようとするものは、令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第6号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から10日を経過する日までとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条第1項本文の規定による実績報告は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業活動報告書（別記第8号様式）
- (2) 令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業決算書（別記第9号様式）
- (3) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 規則第15条本文の規定による補助金の額の確定の通知は、令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付額確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条の交付請求書は、令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付請求書（別記第11号様式）とする。

(交付の特例)

第14条 規則第17条第1項の規定による概算払は、補助金の交付の決定をした額の3分の2を限度とする。

2 規則第17条第2項の交付請求書は、令和3年度東金市支援対象児童等見守り強化事業補助金概算払請求書（別記第12号様式）とする。

(暴力団密接関係者)

第15条 規則第18条第1項第3号の市長が定める者は、その代表者等が第3条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

(関係書類の整備)

第16条 規則第23条本文の市長が定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する市の会計年度の終了後10年間とする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条）

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容
人件費	補助対象事業の実施に必要な職員等の報酬、給料、賃金、職員手当等
需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、保険料、広告料等
賃借料	I C T機器、車両等のリース費用等
光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料
その他経費	この告示の趣旨に合致し、支援対象児童等の状況の把握のために特に必要と認められる経費

備考 食事又は食材の提供（以下「食事等の提供」という。）に係る経費については補助対象経費とする。ただし、支援対象児童等の状況の把握をしない単なる食事等の提供及び支援対象児童等以外への食事等の提供に係る経費については補助対象経費としない。